

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 17 日現在

機関番号：32601

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24730395

研究課題名(和文) 監査報酬評価モデルの理論的検討および実証的国際比較研究

研究課題名(英文) international comparison and theoretical research on the audit pricing model

研究代表者

矢澤 憲一 (YAZAWA, KENICHI)

青山学院大学・経営学部・准教授

研究者番号：70406817

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、日本を含む31カ国の上場企業12,384の監査報酬を比較分析し、国際的な視点から監査報酬の決定因子に関する理論的および実証的な知見を提供している。分析の結果、第一に、日本の総資産に占める監査報酬の比率(中央値)は31カ国中20位、米国、英国、オーストラリアの4分の1、フランス、ドイツの2分の1であることが観察された。第二に、証券監督が弱い、経営者報酬が低い、ビジネスリスクが小さい国ほど、監査報酬が低いことが観察された。これらの結果は、日本企業の監査報酬の決定因子に関する重要な示唆を与えるものである。

研究成果の概要(英文)：This study analyzes the audit fees of 12,384 listed companies in the 31 countries and finds the evidence that indicate the determinants of audit fees in Japan and other countries. As a result, I found that the ratio of audit fees in the total assets of Japanese companies is 20th in the 31 countries, which also means it is one quarter of U.S, U.K and Australia, a half of Germany and France. In addition, I found that audit fees are lower when public enforcement is weaker, management compensation is lower, and business risk is lower. These findings provide important insights to the determinant of audit fees in Japan and other countries.

研究分野：会計監査、財務会計

キーワード：監査報酬

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究に関連する国内・国外の研究動向及び位置づけ

監査報酬の決定因子について海外での先行研究では多くの蓄積がある。当該研究領域の嚆矢は Simunic(1980)である。彼の研究成果がパイオニアとなり、その後の多くの研究に引き継がれている。Simunic(1980)は監査報酬(コスト)がクライアントの規模、複雑性、リスクの水準によって決定されることを数理的に示し、実証的に検証している。具体的に、彼はアメリカ企業 397 社を対象に、監査報酬の算定にあたって規模がもっとも強い決定因子であることを明らかにし、それを前提とした推定モデルを構築した。その結果、連結子会社数、海外資産の割合、売上債権、棚卸資産、損失ダミーが監査報酬の決定に影響を与えることが明らかにされた。その後、彼の発見をベースに監査報酬(コスト)を評価する実証モデルを構築する試みが行われ、規模、複雑性、リスクの操作化にあたって何がもっとも妥当な変数か、そしてその他に監査報酬に影響を与える要因は何かについて多くの研究結果が蓄積されている。Hay et al.(2006)はこうした一連の研究を対象にメタ分析を行っている。彼らは 1977 年から 2002 年までを分析対象にした論文を収集した結果、これまでに 20 カ国以上、147 の分析(1 つの研究で独立した結果が示されている場合は別々にカウント、論文数としては 120 編)が行われていることを発見した。国別ではアメリカが 62 編、イギリス 24、豪州 17、香港 10、ニュージーランド 4、マレーシア、カナダ 3、ベルギー、インド、アイルランド、オランダ 2 と続く。彼は収集された 147 の分析から 186 の独立変数を抽出し、メタ分析によりどの変数の有意性がもっとも高いかを明らかにしている。

我が国では 2004 年 3 月期から有価証券報告書上で監査報酬が開示されるようになり、当該データを用いた研究への道が開かれた。矢澤(2009)は、2004 年 3 月期から 2007 年 3 月期の日本企業 7,468 社・年を対象として、監査報酬が規模、複雑性、リスクと有意な相関関係をもっていることを明らかにするとともに、我が国に監査報酬評価モデルを適用する際の変数選択問題について実証的な証拠を提示している。本研究では、前述以外にも監査事務所の所在地や被監査企業の上場市場、大手監査人が否かといった問題が監査報酬の決定に影響を与えることを発見している。

監査報酬の国際比較を行った研究として Choi et al.(2008)が挙げられる。彼らは、1996 年から 2002 年までの 15 カ国(オーストラリア、デンマーク、香港、インド、アイルランド、イタリア、マレーシア、ニュージーランド、ノルウェイ、パキスタン、シンガポール、南アフリカ、スウェーデン、イギリス、アメリカ)から上場企業 21,559 社・年を抽出し、

監査報酬の決定要因を分析するとともに、各国の法的責務の強さが監査報酬の決定に与える影響を実証的に分析している。分析の結果、第一に各国の法的責任の強さと厳格さは監査報酬の重要な増大要因となること、第二に、法的責任を所与とし、その他の監査報酬へ影響を与える要因をコントロールすると、大手監査人はその他監査人と比べてより高い報酬を得ていること、第三に、Big4 プレミアムは国の法的責任が強くなると減少すること、第四に、法的責任が監査報酬とプレミアムに与える影響は大企業に比べて中小規模の企業は弱いこと、そして、企業特殊的な要因が監査報酬に与える限界効果は法的責任の強弱によって異なることを明らかにしている。

(2) 本研究の着想に至った経緯

2001 年アメリカにおけるエンロン社の不正会計は、その一端を同社の会計監査人であるアーサー・アンダーセンが担っていたことが発覚し、監査の質に対して大きな衝撃を与えた。その後も公認会計士の行う会計監査に対して厳しい目が向けられ、各国において監査人の独立性規定や倫理規定の強化が必要となった。こうした状況をドライビングフォースとして、国際財務報告基準(IFRS)、国際監査基準(ISA)による国際的な財務報告、会計監査の同質化が進められている。

一方、各国はそれぞれ異なる現実に直面している。2010 年 10 月 13 日に欧州委員会(EU)が公表したグリーン・ペーパー「監査ポリシー：危機からの教訓(European Commission Green Paper, Audit Policy: Lessons from the Crisis)」では、欧州では大手会計事務所の寡占化による監査報酬の高止まりが進んでおり(例えば、イギリスでは上場企業のうち 99%が大手会計事務所のクライアントである)、これが監査人の独立性を低下させることが問題視されている。アメリカでも、内部統制監査の開始に伴う監査報酬の高騰、国際財務報告基準や内部統制基準への対応に関する非監査業務の増大などを受けて監査報酬総額の増大が懸念されている。また日本では、2004 年の監査報酬の自由化を受けて監査法人間の競争が激しくなり、監査報酬が低下しつつある状況にある。

監査報酬は監査の質を規定する大きな要因であり、各国間の状況の違いは、今後の制度設計や実務運営において大きな問題となることが考えられる。特に、日本とアメリカの監査報酬を比較すると 3 倍から 4 倍の違いがあることが指摘されている。一方、前述のような日本とアメリカの監査報酬や監査時間の違いに関する実態調査はあるものの、学術的に精緻な比較研究は行われていない。理論的、実証的に考えた場合、日本と諸外国の監査報酬の決定にはどれほどの異同点があるのだろうか。そして、その異同点はどのようなものであり、なぜそのような異同点が生じるのだろうか。

我が国では 2009 年から監査業務を受ける監査法人の海外メンバーファームに支払ったその他の報酬についても開示されている。これらのいくつかをみると、日本企業の海外連結子会社が国内監査法人の海外メンバーファームに支払った監査報酬は決して少なくない金額であることがわかる。しかしながら、こうした多国籍企業における監査報酬の決定問題は、これまでまったく検討されてこなかった。国際比較にあたってはこうした点を考慮することも必要である。

以上が本研究の着想に至った経緯である。

2. 研究の目的

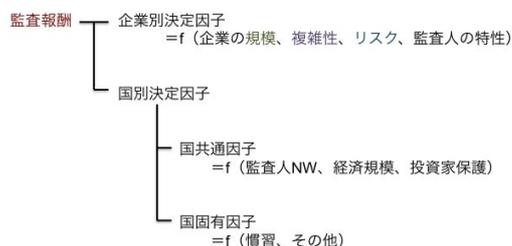
本研究の目的は、監査報酬評価モデル (Audit Pricing Model) の実証的な国際比較を通して、監査の質に関する国際的な異同点を明らかにし、その論理を解き明かすことである。監査報酬は監査の質を客観的に評価する重要な要素の 1 つである。本研究ではこれまでの先行研究の蓄積をベースに、分析対象、分析期間、分析要素、分析アプローチの発展と拡張を行うことで、監査報酬の決定因子に関する国際的な異同点を明らかにする。当該研究から得られた知見は、今後の国際的な会計監査をめぐる制度、実務、理論の発展に寄与するものとなると思う。

3. 研究の方法

研究目的の達成のため、本研究は (1) 監査の質を決定する理論モデルの検討、(2) 理論モデルから実証モデルを導出、(3) アーカイバルデータを用いて実証モデルを検証するというステップを採用する。

4. 研究成果

第一ステップとして、監査報酬を決定する理論的モデルを構築した。当該モデルは監査報酬を決定するに際して、監査人は被監査企業の規模、複雑性、リスクを基礎とすること (企業別決定因子) 加えて、それ以外に監査人の国際ネットワークや国ごとの経済規模や証券規制、文化・慣習などの要因 (国別決定因子) も監査報酬の水準に影響を与えることを示している。さらに国別決定因子には、国ごとに共通する因子と国ごとに固有の因子に分けられる。



第二に、理論モデルから以下の実証モデル

を導出した。当該モデルは、監査報酬を被説明変数、企業の規模、複雑性、リスク、国別因子、日本ダミーを説明変数としている。

$$\ln AFEED = \alpha + \beta_1 \ln TA + \beta_2 NBS + \beta_3 NGS + \beta_4 QUICK + \beta_5 EBITDA + \beta_6 LEVERAGE + \beta_7 LOSS + \beta_8 MB + \beta_9 ARTA + \beta_{10} INVTA + \beta_{11} BIG4 + \beta_{12} OPINION + \beta_{mi-ms} INDUSTRY + \beta_{Country_Factors} + \beta_{Japan_Dummy} + \epsilon$$

当該実証モデルを日本を含む 31 カ国の上場企業 12,384 社 (図表 1) を用いて検証した。

企業数	%	企業数	%		
1 AUSTRALIA	573	4.6	17 NEW ZEALAND	46	0.4
2 AUSTRIA	37	0.3	18 NIGERIA	16	0.1
3 BELGIUM	58	0.5	19 NORWAY	101	0.8
4 CANADA	388	3.1	20 PAKISTAN	71	0.6
5 CHINA	325	2.6	21 PHILIPPINES	31	0.3
6 DENMARK	76	0.6	22 POLAND	97	0.8
7 FINLAND	92	0.7	23 PORTUGAL	30	0.2
8 FRANCE	334	2.7	24 SINGAPORE	315	2.5
9 GERMANY	326	2.6	25 SOUTH AFRICA	130	1.0
10 HONG KONG	830	6.7	26 SOUTH KOREA	291	2.3
11 INDIA	1,679	13.6	27 SPAIN	90	0.7
12 IRELAND	28	0.2	28 SWEDEN	147	1.2
13 ITALY	155	1.3	29 SWITZERLAND	125	1.0
14 JAPAN	1,516	12.2	30 UNITED KINGDOM	890	7.2
15 MALAYSIA	512	4.1	31 UNITED STATES	3,023	24.4
16 NETHERLANDS	62	0.5	total	12,384	100

図表 1 サンプル

発見事項は以下の通りである。

第一に、日本の総資産に占める監査報酬の比率 (中央値) は 31 カ国中 20 位、米国、英国、オーストラリアの 4~3 分の 1、フランス、ドイツの 2 分の 1 の水準だった。また、企業特性をコントロールしてもなお、日本は 31 カ国中 13 位から 17 位の間に位置し、先進 8 カ国 (アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、カナダ、イタリア、日本、オーストラリア) のなかで、イタリアとともに最も監査報酬が低いことが観察された。これらの結果は、日本の証券監督機関は、アメリカのみならず、その他先進国と比べても日本企業の監査報酬が相対的に低い水準にあることを考慮して、監査報酬のターゲットを検討する必要があることを示唆している。

第二に、各国の証券監督の程度の違い、経営者報酬の水準の違い、企業の抱えるビジネスリスクの水準の違いをコントロールすると、日本とその他主要 7 カ国の差異はなくなることが判明した。これらの結果は、日本の規制環境、経済要因、ビジネスモデルが日本企業の監査報酬の低さに関連することを示唆している。これらの結果から類推すれば、証券監督の強化によって、日本企業の監査報酬が増大するかもしれない。また、日本企業がリスクをとった投資を行い、それに見合った報酬を経営者に支払うようになれば、日本企業の監査報酬も増額するかもしれないと考えられる。

以上の結果は、日本企業の監査報酬に関する理論的、実証的証拠を提示することによって、今後、日本企業の監査報酬のあり方に対して貴重な示唆を提供するものである。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

矢澤憲一、「監査報酬の国際実態比較-日本企業の監査報酬は本当に低いのか?」
『青山経営論集』、査読なし、48(2)、2013、
pp.267-281.

矢澤憲一、「なぜ日本企業の監査報酬は低いのか : 31 か国による国際比較研究」
『会計・監査ジャーナル』、査読なし、
26(3)、2014、pp.2014-03

〔学会発表〕(計1件)

日本会計研究学会、自由論題報告、2014年9月4日、横浜国立大学

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

矢澤憲一 (YAZAWA, Kenichi)
青山学院大学・経営学部・准教授
研究者番号：70406817